

議案第 6 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成17年3月18日

沖縄県教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「免許法第5条第1項に定める別表第1又は別表第2の規定により」を「免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 管理栄養士又は栄養士の免許の写し（免許法別表第2の2による場合）

第3条第2項中「備考第3号」を「備考第2号」に、「専門教育科目」を「科目」に改める。

第4条中「附則第10項」を「附則第8項」に、「願い出る」を「受けようとする」に改める。

第5条中「願い出る」を「受けようとする」に改める。

第6条中「普通免許状」を「普通免許状」に、「願い出る」を「受けようとする」に改める。

第7条中「願い出る」を「受けようとする」に改める。

第8条第1項本文中「の規定により」を「に規定する」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、現に教員として勤務する者にあつては、宣誓書を省略し、身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるものとする。

第8条第1項各号中「第6条に定める」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 免許法別表第6の2による場合

- ア 教育職員検定願
- イ 履歴書
- ウ 身分証明書
- エ 人物に関する証明書
- オ 実務に関する証明書
- カ 単位修得証明書
- キ 身体に関する証明書
- ク 免許状の写し又は授与証明書
- ケ 管理栄養士又は栄養士の免許の写し
- コ 宣誓書

第8条第2項中「備考第4号若しくは第5号」を「備考第3号若しくは第4号」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 免許法附則第18項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 身分証明書
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書
- (6) 単位修得証明書
- (7) 基礎資格証明書
- (8) 身体に関する証明書
- (9) 宣誓書
- (10) 管理栄養士又は栄養士の免許の写し

第13条第1項第7号中「又は」を「、理学療法又は」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 単位修得証明書

第19条第1号から第4号までの規定中「第6条に定める」を削り、同条第7号中

盲 学 校 特 殊	一 種 免 許 状	理 療	5	教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	3	10
				理療に関する科目	7	

を

教科教諭	二種免許状	理療	5	教育の基礎理論に関する科目	4	15
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	
				理療に関する科目	9	

盲学校 特殊 教科 教諭	一種免許状	理療	5	教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	3	10
				理療に関する科目	7	
	二種免許状	理療	5	教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	3	3
				理療に関する科目	9	
	二種免許状	理療	5	教育の基礎理論に関する科目	4	15
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	
	二種免許状	理学療法	5	教育の基礎理論に関する科目	4	6
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	

に改め、同号を

同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 免許法附則第18項の規定により栄養教諭免許状を受けようとする場合（免許法施行規則附則第6項による場合）

受けようとする 免許状の種類	基礎資格	在職 年数	最低修得単位数		
			栄養に係る教育 に関する科目	教職に関す る科目	合計
栄養 教諭 一種免許状	栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	3	2	8	10
二種免許状	栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	3	2	6	8

第19条中第6号を第7号とし、同条第5号中「第6条に定める」を削り、同号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 免許法別表第6の2関係

栄養教諭の一種免許状を受けようとする場合

（免許法施行規則第17条の2の規定による場合）

在籍年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		管理栄養士学校指定規	栄養に係る教育に関	教職に関する科目

		則（昭和41年文部省令 ・厚生省令第2号）別 表第1に掲げる教育内 容に係る科目	する科目	
3	40	32	2	6
4	35	27	2	6
5	30	22	2	6
6	25	17	2	6
7	20	12	2	6
8	15	7	2	6
9以上	10	2	2	6

第23条第1号中「体重、胸囲」を「体重」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第27条第4号を削る。

第33条を削り、第34条を第33条とする。

第35条中「（第26号様式）」を「（第24号様式）」に改め、同条を第34条とし、第36条から第38条までを1条ずつ繰り上げる。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条—第7条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>沖縄県収入 証紙貼付欄</p> </div>			
<p>教 育 職 員 免 許 状 授 与 願</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>沖縄県教育委員会 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">本 籍</p> <p style="margin-left: 100px;">現 住 所</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名 ①</p> <p style="margin-left: 100px;">生年月日 年 月 日生</p> <p style="margin-left: 100px;">電 話 番 号</p>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">受けようとする 免許状の種類</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">教諭</td> <td style="width: 25%; padding: 5px; text-align: center;">免許状</td> </tr> </table>	受けようとする 免許状の種類	教諭	免許状
受けようとする 免許状の種類	教諭	免許状	

受けようとする 免許状の教科		
※欄は記入しないこと。		
※ 受 付	※判定	※ 不合格の理由

第2号様式中「下付」を「授与」に改める。
 第3号様式中「禁鋼」を「禁錮」に改める。
 第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条—第15条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 沖縄県収入 <small>ちょう</small> 証紙貼付欄 </div>	教 育 職 員 検 定 願	
沖縄県教育委員会 殿	年 月 日	
	本 籍	
	現 住 所	
	氏 <small>り</small> が <small>な</small> 名	㊦
	生年月日	年 月 日生
	電話番号	
受けようとする 免許状の種類	教 諭	免 許 状
受けようとする 免許状の教科		
有する免許状の	教科	

種類				
番号		授与年月日		授与権者
※欄は記入しないこと。				
		※ 受付	※判定	※ 不合格の理由

第8号様式中

身長	cm	視力	右左	矯正 (右左)
胸囲	cm	色神		
体重	kg	聴力		
栄養状態		言語障害		

を

身長	cm	体重	kg
視力	右 矯正 () 左 矯正 ()	聴力	右左

に

改める。

第12号様式から第14号様式までを次のように改める。

第12号様式 (第16条関係)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>沖縄県収入 <small>ちょう</small> 証紙貼付欄</p> </div>	
<p>教 育 職 員 免 許 状 交 付 願</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>沖縄県教育委員会 殿</p>	
<p>本 籍</p>	
<p>現 住 所</p>	
<p>氏<small>り</small>が<small>な</small>名</p>	
<p>生年月日</p>	<p>年 月 日生</p>

電話番号											
受けようとする 免許状の種類		教論		免許状							
受けようとする 免許状の教科											
有する免許状の 種類				教科							
番号		授与 年月日		授与 権者							
<p>※欄は記入しないこと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">※ 受 付</td> <td style="text-align: center;">※判定</td> <td style="text-align: center;">※ 不合格の理由</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						※ 受 付	※判定	※ 不合格の理由			
※ 受 付	※判定	※ 不合格の理由									

第13号様式（第17条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 沖縄県収入 <small>ちよう</small> 証紙貼付欄 </div>	<p>教 育 職 員 免 許 状 書 換 願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>沖縄県教育委員会 殿</p>	
	<p>本 籍</p> <p>現 住 所</p> <p>氏<small>り</small>名<small>が</small> ④</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>電話番号</p>	
<p>(1) 書き換える事由</p> <p>(2) 書き換える事項</p>		
	本 籍	氏 名
書き換え前		

書き換え後				
(3) 書き換える免許状				
免許状の種類	教科	番号	授与年月日	授与権者

第14号様式 (第17条関係)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>沖縄県収入 証紙貼付欄</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">教育職員免許状再交付願</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>沖縄県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">本 籍</p> <p style="text-align: center;">現 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 Ⓜ</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="margin-top: 20px;">再交付を受ける免許状</p>				
本 籍				
氏 名		生年月日	年 月 日生	
免許状の種類	教科	番号	授与年月日	授与権者

第15号様式中

「教育職員免許法附則第2項の規定によって、下記のとおり免許教科外教科の担任を許可されるよう申請します。」を

「教育職員免許法附則第2項の規定によって、下記のとおり免許教科外教科の担任を許可されるよう申請します。」に、

記

「沖縄県教育委員会 殿」を「沖縄県教育委員会教育長 教育事務所長 殿」に改め、「本校経営の都合上」を削る。

第19号様式を次のように改める。

第19号様式 (第28条関係)

教 育 職 員 免 許 状 原 簿

氏 名		性 別	年 月 日 生
本 籍	旧本籍:		
書 換		理 由	
再 交 付		理 由	
失効、取上		理 由	
免許状種類		教 科	
免許番号	第 号	授与年月日	年 月 日
授 与 条 件	根拠規定		
	学校・教育機関の名称	年 月 日	
	受講又は 在学期間 (場所)	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	基礎資格及び 基礎免許状 (取得年月日)	(年 月 日)	

修 得 単 位	教科に関する科目	割 印
	養護に関する科目	
	栄養に係る教育に関する科目	
	教職に関する科目	
	教科（養護・栄養）又は教職に関する科目	
	特殊教育に関する科目	

第24号様式及び第25号様式を削り、第26号様式中「（第35条関係）」を「（第34条関係）」に改め、同様式を第24号様式とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

1 改正の経緯及び必要性

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の一部が改正されたことを受け、本県が免許状の授与申請手続等を具体的に定めている教育職員免許状に関する規則の関連規定について、所要の改正を行う必要が生じた。

2 改正の概要

- (1) 栄養教諭の免許制度の創設に伴い、栄養教諭免許状の申請に必要な提出書類や教育職員検定の際の単位修得方法を定めた。
- (2) 盲学校の高等部における理学療法の教科の創設に伴い、特殊教科教諭免許状の申請に必要な書類の関連規定を改正し、教育職員検定の際の単位修得方法を定めた。
- (3) 申請者の利便性や手続きの簡素化を図るため、現職教員が教育職員検定を受ける場合の「身体に関する証明書」(第8号様式)については、定期健康診断の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができることとした。
又、身体の検定基準及び「身体に関する証明書」(第8号様式)において、色神等の検査項目を削除した。
- (4) 県規則第4条等の関連規定において、適切な表現等に改めた。

3 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 関係法令の写し

教育職員免許状に関する規則案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(免許状授与の出願) 第3条 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 管理栄養士又は栄養士の免許の写し(免許法別表第2の2による場合)</p>	<p>(免許状授与の出願) 第3条 免許法第5条第1項に定める別表第1又は別表第2の規定により普通免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(8) 略 (新設)</p>
<p>2 免許法施行規則第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号の規定により他の教職に関する科目の単位をもって教育実習の単位に替える場合は、前項に掲げる書類のほか、実務に関する証明書(第4号様式。以下同じ。)を提出しなければならない。</p>	<p>2 免許法施行規則第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第3号の規定により他の教職に関する専門教育科目の単位をもって教育実習の単位に替える場合は、前項に掲げる書類のほか、実務に関する証明書(第4号様式。以下同じ。)を提出しなければならない。</p>
<p>第4条 免許法附則第8項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる書類を提出しなければならない。</p>	<p>第4条 免許法附則第10項の規定により普通免許状の授与を願ひ出る者は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる書類を提出しなければならない。</p>
<p>第5条 36年改正法附則第6項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(3) 略</p>	<p>第5条 36年改正法附則第6項の規定により普通免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(3) 略</p>
<p>第6条 免許法第16条の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(2) 略</p>	<p>第6条 免許法第16条の2の規定により、普通免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(2) 略</p>
<p>第7条 免許法附則第12項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(2) 略</p>	<p>第7条 免許法附則第12項の規定により普通免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(2) 略</p>
<p>(教育職員検定の出願) 第8条 免許法第6条に規定する教育職員検定(以下「検定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、現に教員として勤務する者にあつては、宣誓書を省略し、身体に関する証明書を定期健康診断書の写しに所属長の原本証明を付したものに替えることができるとする。</p>	<p>(教育職員検定の出願) 第8条 免許法第6条の規定により教育職員検定(以下「検定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、現に教員として勤務する者については、宣誓書を要しないものとする。</p>

- (1) 免許法別表第3による場合
ア～コ 略
- (2) 免許法別表第4による場合
ア～ク 略
- (3) 免許法別表第5による場合
ア～コ 略
- (4) 免許法別表第6による場合
ア～コ 略
- (5) 免許法別表第6の2による場合

- ア 教育職員検定願
- イ 履歴書
- ウ 身分証明書
- エ 人物に関する証明書
- オ 実務に関する証明書
- カ 単位修得証明書
- キ 身体に関する証明書
- ク 免許状の写し又は授与証明書
- ケ 管理栄養士又は栄養士の免許の写し
- コ 宣誓書

- (6) 免許法別表第7による場合
ア～ケ 略
- (7) 免許法別表第8による場合
ア～コ 略

2 免許法附則第5項又は免許法施行規則第11条の表備考第3号若しくは第4号の規定により前項の検定を受けようとする者は、同項第1号に掲げる書類のほか、免許法附則第5項の表に規定する基礎資格を証明する書類又は大学在学証明書若しくは旧国立養護教諭養成所の卒業証明書を提出しなければならぬ。

3 略

第9条の2 免許法附則第18項の規定により検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 履歴書
- (3) 身分証明書
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書又は実地の経験及び技術に関する証明書
- (6) 単位修得証明書
- (7) 基礎資格証明書
- (8) 身体に関する証明書
- (9) 宣誓書
- (10) 管理栄養士又は栄養士の免許の写し

- (1) 免許法第6条に定める別表第3による場合
ア～コ 略
- (2) 免許法第6条に定める別表第4による場合
ア～ク 略
- (3) 免許法第6条に定める別表第5による場合
ア～コ 略
- (4) 免許法第6条に定める別表第6による場合
ア～コ 略

(新設)

- (5) 免許法第6条に定める別表第7による場合
ア～ケ 略
- (6) 免許法第6条に定める別表第8による場合
ア～コ 略

2 免許法附則第5項又は免許法施行規則第11条の表備考第4号若しくは第5号の規定により前項の検定を受けようとする者は、同項第1号に掲げる書類のほか、免許法附則第5項の表に規定する基礎資格を証明する書類又は大学在学証明書若しくは旧国立養護教諭養成所の卒業証明書を提出しなければならぬ。

3 略

(新設)

(特殊教科の免許状の授与の出願)

第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により特殊教科教諭免許状を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ～ (6) 略
- (7) 理療、理学療法又は理容に関する免許証明書
- (8) 略
- (9) 単位修得証明書

(単位の修得方法)

第19条 検定により上級の免許状を受けようとする者及び他の教科についての免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

- (1) 免許法別表第3関係
ア～ク 略
- (2) 免許法別表第4関係
ア～イ 略
- (3) 免許法別表第5関係
ア～イ 略
- (4) 免許法別表第6関係
ア～エ 略
- (5) 免許法別表第6の2関係

栄養教諭の一種免許状を受けようとする場合
(免許法施行規則第17条の2の規定による場合)

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数		
		管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省令・厚生省令第2号)別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目
3	40	32	2	6
4	35	27	2	6
5	30	22	2	6
6	25	17	2	6
7	20	12	2	6
8	15	7	2	6
9以上	10	2	2	6

(6) 免許法別表第7関係

略
(7) 略

(特殊教科の免許状の授与の出願)

第13条 免許法施行規則第64条第1項の規定により特殊教科教諭免許状を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ～ (6) 略
- (7) 理療又は理容に関する免許証明書
- (8) 略
- (新設)

(単位の修得方法)

第19条 検定により上級の免許状を受けようとする者及び他の教科についての免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

- (1) 免許法第6条に定める別表第3関係
ア～ク 略
- (2) 免許法第6条に定める別表第4関係
ア～イ 略
- (3) 免許法第6条に定める別表第5関係
ア～イ 略
- (4) 免許法第6条に定める別表第6関係
ア～エ 略

(新設)

(5) 免許法第6条に定める別表第7関係

略
(6) 略

(8) 免許法附則第18項の規定により栄養教諭免許状を受けようとする場合
(免許法施行規則附則第6項による場合)

受けようとする免許状の種類	基礎資格	在職年数	最低修得単位数		合計
			栄養に係る科目に関する科目	教職に関する科目	
一種免許状	栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること	3	2	8	10
二種免許状	栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること	3	2	6	8

(新設)

(9) 免許法施行規則第64条第2項の規定により盲学校特殊教科教諭及び聾学校特殊教科教諭の普通免許状を受けようとする場合

受けようとする免許状の種類	教科の種類	在職年数	特殊教育に関する科目及び最低修得単位数		合計
			特殊教育に関する科目	最低修得単位数	
盲学校特殊教諭	療養	5	教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	3	10
			療養に関する科目	7	
盲学校特殊教諭	理学療法	5	教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	3	3
			教育の基礎理論に関する科目	4	
盲学校特殊教諭	療養	5	教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	15
			療養に関する科目	9	

(7) 免許法施行規則第64条第2項の規定により盲学校特殊教科教諭及び聾学校特殊教科教諭の普通免許状を受けようとする場合

受けようとする免許状の種類	教科の種類	在職年数	特殊教育に関する科目及び最低修得単位数		合計
			特殊教育に関する科目	最低修得単位数	
盲学校特殊教諭	療養	5	教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	3	10
			療養に関する科目	7	
盲学校特殊教諭	(新設)療養	新設	(新設)	新設	(新設)
			教育の基礎理論に関する科目	4	
盲学校特殊教諭	療養	5	教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	15
			療養に関する科目	9	

科 教 諭	種 免 許 状	理 学 療 法	5	教育の基礎理論に関する科目	4	6
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	
豊 学 校 教 諭 特 殊	二 種 免 許 状	音 楽	5	教育の基礎理論に関する科目	4	10
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	
豊 学 校 教 諭 特 殊	二 種 免 許 状	特 殊 技 芸	5	教育の基礎理論に関する科目	4	10
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	
				その免許教科に係る教科に関する科目	4	

(身体の基準)

第23条 免許法第6条第1項に規定する身体の検定基準に関し、次の各号の一に該当する者は、不合格とする。

- (1) 身長、体重等が著しく発育不良の者
- (2) 略

(削除)

- (3) 中度以上の聴力障害のある者（豊学校を除く。）
- (4) 略

(相当免許状を有しない非常勤講師の届出等)

第27条 免許法第3条の2第2項の規定により相当免許状を有しない者を非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に届け出なければならない。

- (1) 相当免許状を有しない非常勤講師の届出書（第18号様式）
- (2) 身分証明書
- (3) 履歴書（第2号様式）
- (削除)

科 教 諭	種 免 許 状	(新設)	音 楽	5	(新設)	教育の基礎理論に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 音楽に関する科目	4	新 設	(新設)	10
						教育の基礎理論に関する科目	4			
						心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2			
						その免許教科に係る教科に関する科目	4			

(身体の基準)

第23条 免許法第6条第1項に規定する身体の検定基準に関し、次の各号の一に該当する者は、不合格とする。

- (1) 身長、体重、胸囲等が著しく発育不良の者
- (2) 略
- (3) 色盲及び色神異常のある者（幼稚園、小学校及び豊学校又は養護学校の幼稚部、小学部の教諭並びに中学校、豊学校又は養護学校中学部の美術及び理科担当教員若しくは高等学校、豊学校又は養護学校の高等部の美術、工芸、理科又は特殊技能担当の教員に限る。）
- (4) 中度以上の聴力障害のある者（豊学校を除く。）
- (5) 略

(相当免許状を有しない非常勤講師の届出等)

第27条 免許法第3条の2第2項の規定により相当免許状を有しない者を非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に届け出なければならない。

- (1) 相当免許状を有しない非常勤講師の届出書（第18号様式）
- (2) 身分証明書
- (3) 履歴書（第2号様式）
- (4) 担当する教科の領域の一部等に関する専門的知識又は技能を有する旨の証明書

(認定単位修得証明書)
第33条 授与権者の認定講習単位修得証明書の交付を受けようとする者は、認定講習単位修得証明書交付願(第24号様式)を提出しなければならぬ。

2. 前項の証明書の様式は、第25号様式とする。

(助教諭採用見込証明書)
第34条 所轄庁は、助教諭の普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、助教諭採用見込証明書を発行するものとする。

(返納命令)
第35条 免許法第10条第1項及び第11条第3項の規定により失効した免許状を返納させようとするときは、返納命令書(第26号様式)による。

第36条 略

第37条 略

第38条 略

(削除)

(助教諭採用見込証明書)
第33条 所轄庁は、助教諭の普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、助教諭採用見込証明書を発行するものとする。

(返納命令)
第34条 免許法第10条第1項及び第11条第3項の規定により失効した免許状を返納させようとするときは、返納命令書(第24号様式)による

以下、1条ずつ繰り上げる。

第35条 略

第36条 略

第37条 略

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員免許状授与願

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

本 籍 所
現 住 所
氏 名
生 年 月 日
電 話 番 号

Ⓢ

年 月 日 生

受けようとする
免許状の種類

教諭

免許状

受けようとする
免許状の教科

※印欄は記入しないこと。

※ 受 付	※ 判定	※ 不合格の理由
年 月 日		

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員免許状授与願

本 籍 所
現 住 所
氏 名
生 年 月 日

年 月 日 生

1 免許状の種類 教諭 免許状

2 教科名

私は、上記の教育職員免許状を授与していただきたいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

氏名

Ⓢ

沖縄県教育委員会 殿

※印欄は記入しないこと。

※ 受 付	※ 判定	※ 不合格の理由
年 月 日		

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

氏 名

Ⓜ

沖縄県教育委員会 殿

備考

教育職員免許法第5条第1項

第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 禁錮以上の刑に処せられた者

第5号 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第6号 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

氏 名

Ⓜ

沖縄県教育委員会 殿

備考

教育職員免許法第5条第1項

第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 禁錮以上の刑に処せられた者

第5号 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第6号 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第8号様式 (第8条-第15条関係)

身体に関する証明書				昭和	年	月	日生
本籍住所氏名							
身長	cm	体重	kg				
視力	右	矯正 ()	右				
	左	矯正 ()	聴力	左			
疾病異状	既往歴						
	現症	結核性疾患					
	症	その他の疾患					
所見							
上記のとおり診断する。							
平成	年	月	日				
検査 {		住所					
		病院名					
		医師名					
注 所見は教育職員として勤務するのに適不適について総合的所見を記述すること。							

第8号様式 (第8条-第15条関係)

身体に関する証明書				昭和	年	月	日生
本籍住所氏名							
身長	cm	視力	矯正 ()				
胸囲	cm	色	性				
体重	kg	聴力					
栄養状態	言語障害						
疾病異状	既往歴						
	現症	結核性疾患					
	症	その他の疾患					
所見							
上記のとおり診断する。							
平成	年	月	日				
検査 {		住所					
		病院名					
		医者名					
注 所見は教育職員として勤務するのに適不適について総合的所見を記述すること。							

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員免許状交付願

沖縄県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 年 月 日 生
 現 住 所 年 月 日 生
 氏 名 氏 名
 電話番号

Ⓜ

受けようとする免許状の種類	教諭	授与年月日	授与権者
受けようとする免許状の教科	教科		
有する免許状の種類			
番号			

※印欄は記入しないこと。

※ 受 付	※ 判定	※ 不合格の理由
年 月 日		

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員免許状交付願

年 月 日 生

本 籍 年 月 日 生
 現 住 所 年 月 日 生
 氏 名 氏 名

1 免許状の種類 教諭 免許状
 2 教科名

私は、教育職員免許法施行法第1条第3項の規定により、上記の教育職員免許状を授与していただきたいので、別紙関係書類を添えてお願ひします。

有する免許状の種類	番号	教科	授与年月日	授与権者

年 月 日 氏名 Ⓜ

沖縄県教育委員会 殿

※印欄は記入しないこと。

※ 受 付	※ 判定	※ 不合格の理由
年 月 日		

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員免許状書換願

沖縄県教育委員会 殿

本籍

現住所

氏名

生年月日

電話番号

年 月 日

年 月 日

(1) 書き換える事由

(2) 書き換える事項

書き換え前	本籍	氏名
書き換え後		

(3) 書き換える免許状

免許状の種類	教科	番号	授与年月日	授与権者

教育職員免許状書換願

年 月 日

沖縄県収入
証紙貼付欄

本籍

現住所

氏名

生年月日

日生

沖縄県教育委員会 殿

私は、年 月 日付けで身上を異動したため教育職員免許状を下記のとおり書換えていただきたいので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。

記

(1) 書換事由

(2) 書き換える事項

身上異動前	本籍	氏名
身上異動後		

(3) 書換をする免許状

有する免許状の種類	番号	教科	授与年月日	授与権者

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員免許状再交付願

沖縄県教育委員会 殿
 年 月 日

本 籍 年 月 日
 現 住 所 年 月 日
 氏 名 年 月 日
 生 年 月 日 年 月 日
 電 話 番 号

再交付を受ける免許状

本 籍	生 年 月 日	年	月	日	授 与 権 者
免許状の種類	教 科	番 号	授 与 年 月 日	授 与 年 月 日	授 与 権 者

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員免許状再交付願

沖縄県教育委員会 殿
 年 月 日

現 住 所 年 月 日
 氏 名 年 月 日

記

再交付を申請する免許状

私は、教育職員免許状を(破損)(紛失)したため、下記の職員免許状を再交付していただきますので、別紙関係書類を添えてお願いいたします。

本 籍	生 年 月 日	年	月	日	授 与 権 者
免許状の種類	免 許 教 科	番 号	授 与 年 月 日	授 与 年 月 日	授 与 権 者

教育職員免許状原簿

氏名	性別	年	月	日生
本籍	旧本籍:			
書換	理由			
再交付	理由			
失効、取上	理由			
免許状種類		教科		
免許番号	第	号	授与年月日	年
授与	根拠規定	学校・教育機関の名称	年	月
条件	受講又は 在学期間 (場所)	は	年	月
	基礎資格及び 基礎免許状 (取得年月日)	から	年	月
	教科に関する科目		年	月
修得	養護に関する科目		日	まで
単	栄養に係る教育に関する科目			
位	教職に関する科目			
	教科(養護・栄養)又は教職に関する科目			
	特殊教育に関する科目			

教育職員免許状原簿

受付番号	年	月	日	氏名	男	女	年	月	日生
本籍	籍								
書換え、再交付、失効又は取上げの日及び理由	年	月	日	理由					
免許状の種類	教科								
免許番号	第	号	授与年月日	年	月	日			
授与	根拠規定	学校・教育機関の名称	年	月	日				
条件	受講又は 在学期間 基礎資格及び 基礎免許状	は	年	月	日	から	年	月	日まで
修得	一般教育科目	人文科学	外国語	英語	ドイツ語	割	印		
単	社会科学	体育	抗	実	技				
位	自然科学	一般教育	専	門	教	職			
	総合科目	合計							

第24号様式(第33条関係)

認定講習単位修得証明書交付願

勤務先

本籍

氏名

年 月 日生

上記の者は、沖縄県教育委員会の認定単位として下記の科目の単位を修得したので証明してくださいお願いします。

記

科 目 名	単 位	開 設 期 間	開 設 者
			沖縄県教育委員会
			〃
			〃
			〃
			〃
			〃
			〃
			〃

年 月 日

氏 名

印

沖縄県教育委員会 殿

(削除)

第24号様式 (第34条関係)

返納命令書	
1 氏名	年月日生
2 本籍地	
3 免許状の種類	
4 免許状の番号	
5 授与年月日	
6 授与権者	
上記の免許状は、下記の理由により失効したので、この命令書交付後30日以内に返納するよう命令する。	
失効の理由	
記	
年月日	
沖縄県教育委員会 印	
殿	

第26号様式 (第35条関係)

返納命令書	
1 氏名	年月日生
2 本籍地	
3 免許状の種類	
4 免許状の番号	
5 授与年月日	
6 授与権者	
上記の免許状は、下記の理由により失効したので、この命令書交付後30日以内に返納するよう命令する。	
失効の理由	
記	
年月日	
沖縄県教育委員会 印	
殿	

教育職員免許法

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、第二若しくは第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、第二若しくは第二の二に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた場合を除く。
- 三 成年被後見人又は被保佐人
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者
- 五 第十条第一項第二号に該当することにより、免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 六 第十一条第一項または第二項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 日本国憲法施行の日〔昭和二十二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下の成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2、5 (略)

6 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

(教育職員検定)

第六条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。

- 2 学力及び実務の検定は、前条第二項及び第五項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三、第五、第六、第六の二、第七又は第八の定めるところによつて行わなければならない。
- 3 一以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、別表第四の定めるところによつて行わなければならない。

教育職員免許法

別表第二の二（第五条関係）

第一欄		第二欄		第三欄		
免許 状の種類	所要資格	基礎 資格	基礎 資格	大学において修得することを必要とする最低 単位数		
	専修免許状			栄養に係る教育 に関する科目	教職に関する 科目	栄養に係る教 育又は教職に 関する科目
論	二種免許状 学校教育法第六十九条の二第七項に 定める準学士の称号を有すること及 び栄養士法第二条第一項の規定によ り栄養士の免許を受けていること。			二	二三	
教	一種免許状 学士の学位を有すること、かつ、栄 養士法第二条第三項の規定により管 理栄養士の免許を受けていること又 は同法第五条の三第四号の規定によ り指定された管理栄養士養成施設の 課程を修了し、同法第二条第一項の 規定により栄養士の免許を受けてい ること。			四	一八	
栄	専修免許状 修士の学位を有すること及び栄養士 法第二条第三項の規定により管理栄 養士の免許を受けていること。			四	一八	二四
備考						
<p>一 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。</p>						

教育職員免許法

別表第六の二（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする栄養教諭の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、栄養教諭として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
栄養 専修免許状	一種免許状	三	一五
教諭 一種免許状	二種免許状	三	四〇
備考 この表の規定により一種免許状を受けようとする者が、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けている場合においては、一種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「四〇」とあるのは、「八」と読み替えるものとする。			

教育職員免許法施行規則

第十七条の二 免許法別表第六の二に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を合せて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄			第三欄
受けようとする免許状の種類	管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目
栄養 専修免許状				一五
教諭 一種免許状	三三	二	六	四〇

- 免許法別表第六の二備考の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、栄養に係る教育に関する科目二単位以上及び教職に関する科目六単位以上を修得するものとする。
- 前二項の栄養に係る教育に関する科目、教職に関する科目及び栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第十条の三、第十条の四及び第十条の五に定める修得方法の例にならうものとする。

教育職員免許法附則

18 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者に限る。）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 受けようとする 免許状の種類	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を得した後、学校給食法第五条の三に規定する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
栄 養 一 種 免 許 状	栄養士法（昭和二十二年法律第百四十五号）第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	三	一〇
教 諭 二 種 免 許 状	栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	三	八

備考

- 別表第一備考第一号及び別表第三備考第六号の規定は、この表の場合について準用する。
- この表の規定により栄養教諭の免許状を受けようとする者が、この法律の規定により教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、第四欄中「一〇」とあり、及び「八」とあるのは、「三」と読み替えるものとする。

教育職員免許法

別表第三 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			
<p>備考</p> <p>一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする(別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の場合においても同様とする。)</p> <p>二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする(別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 専修免許状に係る第四欄に定める単位数のうち十五単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程において修得するものとする(別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。)</p> <p>五 一種免許状(高等学校教諭の一種免許状を除く。)に係る第四欄に定める単位数は、短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる(別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。)</p> <p>六 第四欄の単位数(第四号に規定するものを含む。)は、文部科学大臣の指定する義談教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行つた試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる(別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄の場合においても同様とする。)</p> <p>七 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者(小学校教諭の特別免許状を有する者でこの表の規定により小学校教諭の一種免許状の授与を受けようとするものを除く。)について、第三欄に定める最低在職年数を起える在職年数があるときは、五単位にその起える在職年数を乗じて得た単位数(第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。)を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を起える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる(別表第六及び別表第六の二の場合においても同様とする。)</p> <p>八 (略)</p>			

教育職員免許法施行規則

附 則

1 ～ 5 (略)

6 免許法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受ける免許状の種類	最低修得単位数	
	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目
栄養 一種免許状	二	八
論教養 二種免許状	二	六

備考

- 一 この表における単位の計算方法に関しては、第一条の二の規定を準用する。
- 二 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に定める修得方法の例にならうものとする。
- 三 教職に関する科目の単位の修得方法は、教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目並びに栄養教育実習についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。
- 四 前号の栄養教育実習の単位は、免許法第三条の二に規定する非常勤の講師として一年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、前号の教職に関する科目（栄養教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 五 免許法附則第十八項の表備考第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について二単位以上を修得するものとする。

教育職員免許法施行規則
第六十四条第一項の表

盲学校 特殊教 科教諭		一種免許状		二種免許状	
理療	音楽	理学療法	音楽	理学療法	音楽
イ 文部科学大臣の指定する盲学校教員養成機関の理療科を卒業したること。	ロ 医師免許を受けていること。	免許法第五条別表第一に規定する盲学校の教諭の一種免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位を第七条第一項及び第二項に定める修得方法の例により二十三単位以上修得したること。	文部科学大臣の指定する盲学校教員養成機関の音楽科を卒業したること。	文部科学大臣の指定する盲学校教員養成機関の理療科に一年以上在学したること。	免許法第五条別表第一に規定する盲学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位を第七条第一項に定める修得方法の例により十三単位以上修得したること。
			文部科学大臣の指定する盲学校教員養成機関の音楽科に一年以上在学したること。		

教育職員免許法施行規則

第六十四条第二項の表盲学校特殊教科教諭の項を次のように改める。

盲学校特殊教科教諭	一種免許状	二種免許状	音楽	療学	療法	理学	療学
			音楽	療学	療法	理学	療学
	二種免許状	臨時免許状	音楽	療学	療法	理学	療学
	音楽	療学	療法	理学	療学	療法	理学
			五	五	五	一〇	五
			一〇	五	五	三	一〇
			五	六	一五	一〇	

第六十四条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 理学療法の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、
 第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目四単位以上並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目二単位以上

第六十四条第三項第一号の次に次の一号を加える。

一 理学療法の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、
 「第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」三単位以上